平成17年(行ケ)第10019号 審決取消請求事件(平成17年7月6日口頭 弁論終結)

判決

シャープ株式会社

訴訟代理人弁理士 原謙三 木島隆一 同 同 福井清

日亜化学工業株式会社 被

訴訟代理人弁護士 吉澤敬夫 牧野知彦 同 同

弁理士 蟹田昌之

特許庁が無効2003-35118号事件について平成16年7月2 3日にした審決を取り消す。 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、特許庁は、平成16年7月23日、 無効2003-35118号事件について、特許第3069533号(発明の名称・化合物半導体発光素子、特許権者・原告。以下「本件特許」という。)の請求 項1に係る発明についての特許を無効とする旨の審決(以下「本件審決」とい う。)をしたが、平成17年6月17日、同請求項1につき、特許請求の範囲の減 縮等を目的とする訂正を認容する訂正審決が確定したから、本件審決は取り消され るべきである旨述べた。

本件特許の請求項1につき、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認容 する訂正審決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると、本件審決は、 結果として、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤 りが本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、本件審決は取消しを免れない。 3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することとし、訴訟費用については、本件訴訟の経過にかんがみ、これを原告に負担させるのを相 当と認め、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第1部

裁判長裁判官 篠 勝 美 原 罄 裁判官 青 柳 宍 戸 裁判官 充